

株主各位

神戸市中央区浪花町 15 番地
株式会社ノザワ
代表取締役社長 野澤 俊也

譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2023年1月10日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 70,000 株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式 1 株につき 金 697 円
4. 給付金額の総額	金 48,790,000 円
5. 現物出資財産の内容及び価額	<p>当社の従業員 331 名については、2023 年 1 月 10 日開催の当社取締役会決議に基づき、これらの者に支給される当社に対する金銭債権合計金 46,141,400 円(処分株式 1 株につき出資される金銭債権の額は金 697 円) を出資の目的とする。</p> <p>当社の連結子会社である株式会社ノザワ商事の従業員 18 名については、2023 年 1 月 10 日開催の同社の取締役会決議に基づき、これらの者に支給される同社に対する金銭債権合計金 2,509,200 円(処分株式 1 株につき出資される金銭債権の額は金 697 円) を出資の目的とする。</p> <p>当社の連結子会社である株式会社ノザワトレーディングの従業員 1 名については、2023 年 1 月 10 日開催の同社の取締役会決議に基づき、これらの者に支給される同社に対する金銭債権合計金 139,400 円(処分株式 1 株につき出資される金銭債権の額は金 697 円) を出資の目的とする。</p>
6. 処分先	<p>当社の従業員 331 名 66,200 株</p> <p>当社子会社の従業員 19 名 3,800 株</p>
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2023 年 4 月 7 日

以上